

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方
水道企業団
広報

すいどう



No.56 令和7年7月



もくじ

- P1 表紙（目次）
- P2 令和7年第1回議会定例会報告
理事会・議会・監査委員／第67回 水道週間
- P3 令和7年度予算のあらまし
- P4 特定帰還居住区域等へ向けた水道管の復旧をしています
貯水槽水道の管理について
- P5 ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います
- P6 水道のご利用における各種手続きについて
水道メーターの交換にご協力ください／今月号の表紙



発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小埜字小山6-2 TEL／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385

令和7年第1回議会定例会報告



令和7年2月21日(金)、令和7年第1回議会定例会が、小山浄水場管理本館（楡葉町）で開催されました。

下記の4議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

議案番号	件名	結果
議案第1号	令和6年度双葉地方水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について	可決
議案第2号	令和6年度双葉地方水道企業団工業用水道事業会計補正予算（第2号）について	可決
議案第3号	令和7年度双葉地方水道企業団水道事業会計予算について	可決
議案第4号	令和7年度双葉地方水道企業団工業用水道事業会計予算について	可決

理事会・議会・監査委員（令和7年6月1日現在）

双葉地方水道企業団理事会

企業長	松本幸英（楡葉町長）
副企業長	山本育男（富岡町長）
理事	遠藤智（広野町長）
理事	吉田淳（大熊町長）
理事	伊澤史朗（双葉町長）

双葉地方水道企業団監査委員

代表監査委員	坂本和久（富岡町）
監査委員	松本和也（楡葉町）

双葉地方水道企業団議会

議長	遠藤浩（広野町議会議員）
副議長	高萩文孝（双葉町議会議員）
議員	西本久雄（広野町議会議員）
議員	坂本洋（楡葉町議会議員）
議員	関本範貞（楡葉町議会議員）
議員	辺見珠美（富岡町議会議員）
議員	佐藤啓憲（富岡町議会議員）
議員	石井和弘（大熊町議会議員）
議員	武内正則（大熊町議会議員）
議員	渡部昭洋（双葉町議会議員）

第67回 水道週間

水道週間は、国土交通省、環境省、都道府県及び各水道事業者等によって実施される様々な広報活動等の運動を通して、水道について広く国民の理解と関心を深めることを目的としています。

今年も6月1日（日）から6月7日（土）までを実施期間とし、「透き通る 誇れる水に 感謝する」をスローガンに実施しました。

【企業団の水道週間の取り組み】

- 水道週間啓発ポスターの掲示
- 構成団体の町立小学校4年生を対象に下敷きの配付
- 構成町内啓発パレード
- 施設見学（水道週間の実施期間に限らず、年間を通して受け付けております。）



出典(公社)日本水道協会

令和7年度予算のあらまし

水道事業会計

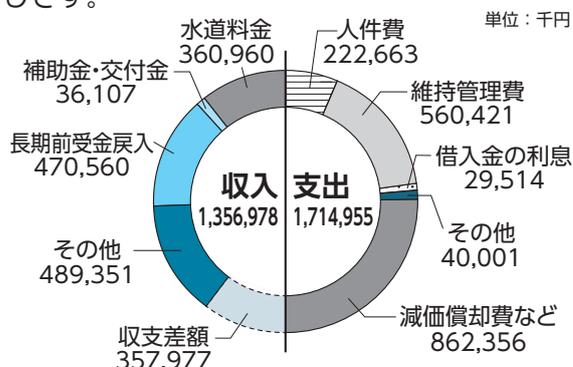
■ 収益的収支 ■

(水道水を作りお届けするための収入と支出)

水道料金をはじめとした収入では、総額13億5,697万8千円を見込んでおりますが、水道料金収入はいまだ震災前の45%程度にとどまり、厳しい財政状況であります。

一方、人件費や施設の維持管理費をはじめとした支出では、総額17億1,495万5千円を見込んでおります。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、△3億5,797万7千円となる見通しです。

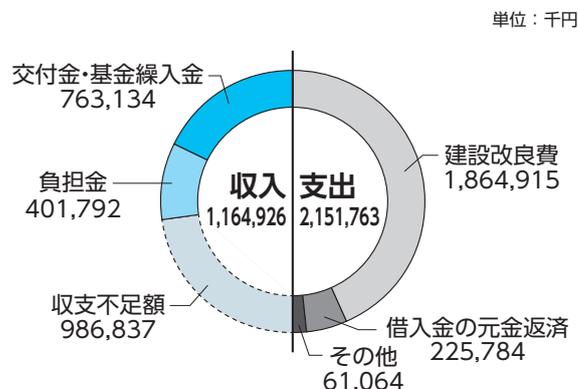


■ 資本的収支 ■

(水道施設を整備するための収入と支出)

復興関連事業に伴う配水管布設工事、道路改良事業に併せた配水管移設工事、水道施設の老朽設備更新工事のほか、交付金を活用した水道施設改修工事を予定しております。また、震災により休止していた創設事業の再開に係る工事を引き続き予定しております。

収支不足額については、内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない支出）等で補てんする予算となっております。



工業用水道事業会計

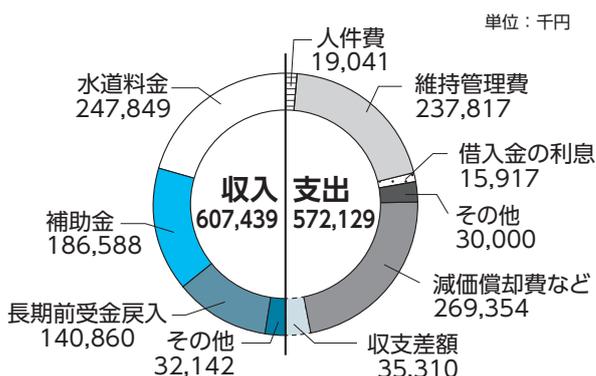
■ 収益的収支 ■

(工業用水を作りお届けするための収入と支出)

収入では、給水事業所は前年同であるが契約水量の減量があり、水道料金収入は減少し、収入総額は6億743万9千円を見込んでおります。

一方、支出では、施設の修繕費、施設の維持管理等の委託料が増加し、支出総額は5億7,212万9千円を見込んでおります。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、3,531万円となる見通しです。

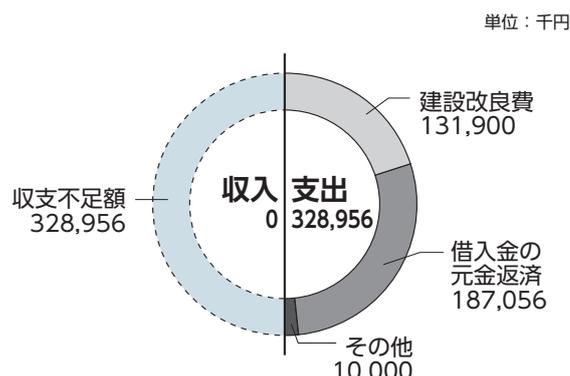


■ 資本的収支 ■

(工業用水道施設を整備するための収入と支出)

工業用水を安定供給するために、水道施設の老朽設備更新工事を予定しております。

収支不足額については、減債積立金や内部留保されている資金（減価償却費などの現金を伴わない支出）等で補てんする予算となっております。



特定帰還居住区域等へ向けた水道管の復旧をしています

富岡町・大熊町・双葉町において、特定帰還居住区域などへの水道水供給に向けて、水道管の健全性調査や復旧作業を行っています。

作業の際には水道メーターまでの給水管確認のため、お客様の敷地へ立ち入らせていただく場合がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ先 施設課配水係 TEL：0240-25-5341】

貯水槽水道の管理について

貯水槽水道とは、ビル、マンション、学校、病院等のような規模の大きな施設において、企業団から供給される水道水のみを利用し、その水を受水槽に受けた後、建物の利用者に飲料水として給水する水道施設の総称です。

貯水槽水道については、水道法や双葉地方水道企業団給水条例等の定めにより設置者が管理することとなっており、企業団では、設置者に対して必要な指導・助言・勧告を行っています。

福島県では水道水のみを利用している貯水槽水道を有効容量により次のように区分していますが、いずれの場合も水道法や同施行規則、福島県給水施設等条例等に基づく適切な維持管理が必要です。

特に、水質については、貯水槽の入口までは企業団の責任において管理しますが、貯水槽以降については設置者の責任となります。適切な管理が行われない場合、飲料水が汚染され健康被害をまねくおそれがあります。

《福島県における貯水槽水道の区分》

分類	定義	設置者が行わなければならない検査
簡易専用水道	有効容量が10㎡を超えるもの	年1回の登録検査機関による管理状態の検査
準簡易専用水道	有効容量が5㎡を超え10㎡以下のもの	年1回の水質検査（水道法の基準に適合するか）
小規模貯水槽水道	有効容量が5㎡以下のもの	年1回の水質検査（5項目）

○設置者が行わなければならないこと

貯水槽水道の設置者におかれましては、次のようなことを行っていただくこととなりますので、日常の維持管理の徹底をお願いします。

- ① 貯水槽の清掃
年1回以上、定期的に貯水槽の清掃を行う。
- ② 貯水槽の点検
水槽にひび割れがないか、汚水などに汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど定期的に点検を行う。
- ③ 水質検査の実施
蛇口から出る水の水質検査を定期的に行う。異常があった場合は、必要な検査を行い安全確認をする。
- ④ 水の汚染事故が起こったら
供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に周知する。



ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います

現在、水道をご使用されているお客様を対象に、水道水を安心してお使いいただくために、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います。

検査をご希望される方は、下記によりお申込みください。

1. 対象者 **現在水道を開栓している世帯（原則として1世帯につき1回）**
水道を使用されていないお客様は、あらかじめ水道の使用開始のお手続きが必要となりますので、企業団へご連絡ください。
2. 検査項目 放射性核種濃度測定：ヨウ素131、セシウム134、セシウム137
3. 検査費用 無償
4. 申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、企業団の検査受託事業者へお申込みください。
なお、水道水の採取及び検査については検査受託事業者にて行います。

- | | |
|----------|--|
| ①検査受託事業者 | 株式会社江東微生物研究所 環境衛生事業部いわき |
| ②郵送申込 | 〒970-1144 いわき市好間工業団地 4-18
※郵送の場合、申込書の郵便料金は申込者の負担とします。 |
| ③FAX申込 | FAX 番号：0246-36-7142
※FAX送信後は、TEL：0246-36-7131へ到着の確認をしてください。
※電話によるお申込みは受け付けておりません。 |

5. 申込期間 令和7年6月2日(月)～令和8年2月27日(金) 午前9時～午後5時
6. 採水の連絡 お申込みをいただきましたら、後日、採水日時等の調整のため検査受託事業者からご連絡させていただきますので、必ずお出になる連絡先の記入をお願いします。
（日中にTEL：0246-36-7131より連絡させていただきます。）
原則として申込者の立会いが必要となります。
また、必ずしもご希望の日程に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、**申込多数のときは、採水の連絡までに日数がかかる場合があります。**
7. 検査結果 検査結果については、検査受託事業者が申し込みをされた方に後日郵送でお送りします。
なお、結果は地区ごとに集計し、企業団のホームページ等で公表します。
（公表では個人名は記載しないなど、個人情報の保護に配慮します。）

※お問い合わせ先（土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

- 採水及び結果について 株式会社江東微生物研究所 環境衛生事業部いわき TEL：0246-36-7131
- 申込みについて 双葉地方水道企業団 施設課浄水係 TEL：0240-25-5341

----- 切り取り線 -----

水道水の放射性物質検査申込書

(申込日 令和 年 月 日)

項目	記入欄	
申込者	ふりがな	使用者 　　ふりがな
水道使用場所	双葉郡	
申込者現住所 (報告書送付先)	郵便番号 (—)	
連絡先 (電話番号)	(自宅： — —)	(携帯： — —)

※申込者、使用者には「ふりがな」をふってください。現住所は地番、アパート名等まで正確に記入してください。

水道のご利用における各種手続きについて

内 容	水道の開始・休止	水道の名義変更
どんな時？	転居などで水道のご利用を始める時、やめる時	水道を使用する方が変更となる時
いつまでに？	日にち等が決まったら、 希望日の3営業日前まで に企業団へ連絡	変更することが決まり次第、企業団へ連絡
手続き方法は？	いずれも 電話での手続きが可能 です 下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください	



なお、長期的に水道を使用しない場合には、基本料金が掛からないよう一時的に休止することも可能ですので企業団へご連絡ください。

【お問い合わせ先 総務課営業係 TEL：0240-25-5323(受付時間:平日8:30～17:15)】

水道メーターの交換にご協力ください

計量法に基づき有効期間（8年）が満了する水道メーターの交換作業を実施しています。交換が必要となるご家庭や事業所へ、企業団が委託した指定給水装置工事事業者の作業担当者が、お伺いしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※作業担当者は、**企業団発行の身分証を携帯**しています。

1. 交換時期 7月～12月
2. 交換作業時間 15分～30分程度
3. 交換費用 無料



【お問い合わせ先 総務課営業係 TEL：0240-25-5323】

今月号の表紙

企業団では、いつか起こり得る災害などに備えて、令和6年に『加圧式給水車（容量2,800ℓ）』を新たに配備しました。（表紙写真）

また、近年多発する災害を教訓に、毎年、防災訓練を実施しております。今後も、災害時における応急給水体制の強化を図ってまいります。

●双葉地方水道企業団連絡案内●

〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小埜字小山6-2
TEL：0240-25-5315（代表）
FAX：0240-25-5385
URL：https://f-mizu.jp



お問い合わせ内容	お問い合わせ先（TEL）	
・水道の使用開始、休止 ・水道料金、水道メーター検針	総務課営業係	0240-25-5323
・水道工事、漏水、水質	施設課	0240-25-5341
・給水装置（給水管や蛇口など）工事	施設課給水係	0240-26-0911



【開庁時間】
8時30分～17時15分（平日）